

I 改定に当たって

1 改定の趣旨

埼玉県は、平成14年3月に「全ての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現を目指した、「埼玉県人権施策推進指針(以下「人権指針」という。)」を策定した。

この人権指針では、県における人権についての考えや県が進める人権施策の基本的な考え方、各種の人権施策の取組が示された。

埼玉県教育委員会では、この人権指針の教育の分野に基づき、学校、家庭、地域社会を通じて、児童生徒をはじめ広く県民に人権尊重の精神を培う人権教育を推進するため「埼玉県人権教育推進プラン」(以下「推進プラン」という。)を作成した。特に、各人権課題を解決するための基盤となる「豊かな人権感覚」の育成に取り組んできたところである。

しかしながら、近年、いじめや児童虐待の増加、インターネット上での個人に対する誹謗や中傷等が社会問題となっている。さらには、北朝鮮当局による拉致問題、東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故により、災害時における人権への配慮といった新たな人権問題が発生してきている。このような状況の中、これまでの人権施策の取組の成果や今後の課題を踏まえ、人権指針策定後に制定された法令等との整合を図るとともに、新たな人権課題に対応するため、平成24年3月に人権指針が改定された。

県教育委員会では、改定された人権指針に基づき、推進プランの見直しを行い、文部科学省の所管による「人権教育の指導方法等に関する調査協力会議」から出された「人権教育の指導方法等の在り方について」等を踏まえ、推進プランを改定することとした。なお、改定後の内容は、人権教育実施の方向性を示すものであることから、名称を「埼玉県人権教育実施方針」(以下「実施方針」という。)に変更する。

2 実施方針の性格

- (1) 人権指針のうち、県教育委員会、市町村教育委員会、学校等における人権教育の重点目標、取り組むべき施策や人権教育実施の方向性を示すものである。
- (2) 埼玉県教育振興基本計画「生きる力と絆の埼玉教育プラン」を踏まえたものである。

3 実施期間

人権教育については、長期的視点に立ち継続的に取り組んでいく必要があることから、実施期間を平成25年度から平成34年度までの10年間とする。

なお、学校等、家庭、地域社会の今後の状況や社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

また、人権教育の実施状況に基づき、毎年度検証を行い、その結果を施策の推進に反映させるように努める。